平成２５年（フ）第２４２号
新潟市東区石山５丁目５番２号　福寿荘203号
債務者　小竹　義昭
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９２号
金沢市田上１丁目119番地　グリーンハイツⅠ―103号、従前の住所金沢市法島町14番39号
債務者　森　　智子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９３号
金沢市西泉４丁目114番地
債務者　谷川重機こと　谷川　　優
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９４号
金沢市西泉４丁目114番地
債務者　谷川奈津紀
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９７号
石川県加賀市小菅波町１丁目76番地２、従前の住所金沢市鳴和台254番地２
債務者　上出　英男
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９９号
石川県河北郡津幡町字竹橋テ54番地４、従前の住所静岡県沼津市下香貫汐入2188番地の１
債務者　中農　優志
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０７号
金沢市寺地１丁目19番５号　南ハイツ１号棟７号
債務者　呉屋　　茂
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２１４号
金沢市大野町４丁目185番地16
債務者　高野　静子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２１５号
金沢市東力３丁目161番地
債務者　北山　昭彦
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２２２号
金沢市城南２丁目39番６号
債務者　番匠千夜子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２２７号
金沢市保古町ニ129番地
債務者　室田　達志
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３１号
金沢市長坂２丁目５番22号　山吉荘
債務者　新　恵美子（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４９号
金沢市専光寺町ハ82番地７
債務者　安田　正恵
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３０号
長野県飯田市鼎下茶屋1116番地５　グリーンヒル飯田Ｄ号
債務者　吉田　　梓
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１００号
岐阜市次木53番地１
債務者　臼井　敏子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９５７号
愛知県日進市東山２丁目1512番地
債務者　田川　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９８９号
名古屋市南区内田橋２丁目28番６号　アクセスコートⅥ―２Ａ号、従前の住所名古屋市南区鳴浜町２丁目57番地　ハイツクララ３Ｄ号
債務者　吉澤　　勉
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１９号
滋賀県草津市片岡町171番地30　村井方
債務者　福山　博之
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大津地方裁判所民事部